

令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業における  
研修実施要綱

1. 目的

卒後研修の現状、課題及び「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」で検討された卒後研修プログラムの考え方等を踏まえ、卒後研修をモデル事業として実施し、卒後研修の効果的な実施のための調査・検討を行うことにより、将来的な薬学教育における卒前の臨床教育との連携を見据え、医療機関・薬局において用いられる標準的な卒後研修カリキュラムの作成に繋げることを目的とする。

具体的には、医療機関での病棟業務研修において、担当患者を持った上で、責任を持って対応・実践する内容をプログラムに含めることとし、チーム医療の中での薬剤師の役割を学び、自らの主体的な介入によりどのように患者アウトカムにつながったかを経験することとする。加えて、病棟業務研修のみでは経験できる診療科・患者が限定的であることから、幅広い診療科・患者の薬物治療管理の理解を深めるため医療機関での調剤研修を含めるとともに、薬局での在宅業務研修も含めることが望ましい。

2. モデル事業実施施設の要件

＜病院薬剤師（自施設薬剤師養成を含む）受入型＞

- (1) プログラムに基づき新人研修を行っている研修施設であること。
- (2) 既に所属機関で実施済みの研修内容も踏まえ、研修実施項目に基づいた研修カリキュラムを作成し研修が行えること。
- (3) 地域の薬局等と連携して在宅医療研修を行うことが望ましい。
- (4) 研修総括薬剤師を 1 名選任すること。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムの作成、施設内関係部門及び他の研修連携施設との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括すること。
- (5) 自施設に所属している薬剤師を含め、研修施設が研修者を選定すること。

＜薬局薬剤師受入型＞

- (1) 卒後臨床研修（レジデント・研修生）等を行っている施設・「令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」研修受入施設が望ましい。
- (2) 研修実施項目に基づいた研修カリキュラムを作成し研修が行えること。
- (3) 薬局から研修生を受け入れること。
- (4) 研修総括薬剤師を 1 名選任すること。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムの作成、施設内関係部門及び他の研修連携施設との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括すること。
- (5) 都道府県薬剤師会が薬局等に所属する研修者を選定し、10月～12月を基本とした連続した12週以上の病院研修を行うこと。

### 3. 研修対象者について

- (1) 薬剤師としての実務経験が1年以内であること。
- (2) 研修開始時点において初期研修(主に調剤)を経験していることが望ましい。

### 4. 研修期間・モデル事業実施施設のスケジュール

研修期間は、

令和4年7月上旬	・施設への決定通知
令和4年7月	・研修者および研修カリキュラムの確定等 ・全研修施設との打ち合わせ
令和4年8月1日(月) ～令和5年1月27日(金)	・研修の実施
令和5年2月	・研修者の評価 ・研修内容の評価 ・報告書の提出 ・全研修施設による研修報告会への参加

### 5. モデル事業実施に係る費用

モデル事業の実施に要する費用については、以下のとおり支給予定です。

- ・自施設薬剤師養成の場合：研修生1人あたり上限5万円(本事業の経費、研修生の交通費等)
- ・他病院薬剤師受入の場合：研修生1人あたり上限15万円(本事業の経費、備品の購入等に係る費用、研修生の交通費等)
- ・薬局研修生受入の場合：研修生1人あたり上限15万円(本事業の経費、備品の購入等に係る費用、研修生の交通費等)

\* 研修の受入状況により、変更となることがございますので、予めご了承ください。